

淡路広域水道企業団共同住宅における水道料金取扱要領

平成 22 年 3 月 26 日
訓 令 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、淡路広域水道企業団水道事業給水条例（平成 21 年淡路広域水道企業団条例第 5 号。以下「条例」という。）附則第 6 条の規定に基づき、統合前の洲本市水道事業給水条例（平成 18 年洲本市条例第 222 号）第 26 条第 3 項の規定の適用を受けていた者の水道料金の算定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「共同住宅」とは、次の各号のいずれかに該当する住宅をいう。

- (1) 中高層建築で 3 階建て又はそれと同等以上の高さの建物に 2 以上の世帯が日常生活を営む住宅
- (2) 前号に準じる住宅であって、その一部に日常生活の用に供する目的以外の目的で受水する者が入居している住宅
- (3) 2 棟以上の住戸であって、特別の事由により、条例第 18 条第 1 項の規定により貸与されたメーター 1 個から分水を受けている住宅群

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅管理者 当該共同住宅を管理し、かつ、当該住宅の維持管理費の負担義務者をいう。
- (2) 親メーター 条例第 18 条第 1 項の規定により貸与されたメーターをいう。
- (3) 子メーター 住宅管理者が当該住宅の維持管理を目的に設置したメーターをいう。
- (4) 水量誤差 親メーターによる使用水量と子メーターによる使用水量の合計量との誤差をいう。

(適用基準)

第 3 条 この要領の適用基準は、次に定めるところによる。

- (1) 受水の主たる目的が当該住宅に入居する者の日常生活の用に供するものであること。
- (2) 当該住宅の各戸（室）に、企業長の指定する子メーターが設置されていること。

(使用水量の計量)

第 4 条 当該住宅に係る使用水量の計量は、定例日に親メーター及び子メーターを点検して行うものとする。

第 5 条 前条の規定による点検は、企業長の命を受けた者が行うものとする。

2 企業長は、必要に応じて子メーターの点検を、住宅管理者又は住宅管理者の委託を受けた者に委任することができる。

(料金の算定)

第6条 条例第25条の規定による水道料金は、次に定めるところにより算定する。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号の規定による共同住宅に入居する者で受水の目的が日常の生活の用に供するものであるときは、その者に係る料金は、13ミリ口径の料金を適用する。

(2) 前号に規定する者以外の者に係る料金は、現に設置されている子メーターの口径による料金を適用する。

(水量誤差の取扱い)

第7条 使用水量の計量の結果、親メーター使用水量の10パーセント以上の水量誤差が生じたときは、次に定めるところにより認定し料金の算定を行う。ただし、次条及び第9条に規定するものを除く。

(1) 親メーター使用水量が子メーター使用水量の合計量を超えるときは、水量誤差から親メーター使用水量の10パーセント相当量を差し引いた水量を使用水量に認定し、従量料金の最高単価を乗じて得た額を住宅管理者が負担するものとする。

(2) 子メーター使用水量の合計量が親メーター使用水量を超えるときは、水量誤差から親メーター使用水量の10パーセント相当量を差し引いた水量の平均水量(子メーターの数で除した量)を各戸の子メーター使用水量から減量して認定する。

(料金算定の特例)

第8条 共同住宅の一部に子メーターの設置されていない給水栓があるときの当該給水栓に係る料金は、住宅管理者が負担するものとする。

2 前項の料金の算定の方法は、給水栓の数にかかわらず13ミリ口径のメーター1個分を認定し算定するものとし、その使用水量は、水量誤差の90パーセント相当量をもって認定する。

第9条 給水装置の破損(故意による破損及び条例第21条第1項の届出をしないものを除く。)による水量の認定は、水量誤差の50パーセント相当量をもって認定し、住宅管理者が負担する。ただし、その料金の積算単価は、従量料金の最高単価を適用する。

2 前項の認定を受けた者は、直ちに当該破損箇所の補修をし、その結果を企業長に報告しなければならない。

3 第1項の認定を受けた者が、当該破損箇所の補修を怠ったときは、その補修が完了するまでの間は、この要領に規定する水量誤差に関する一切の軽減処置は適用しないものとする。

(端数処理)

第10条 この要領により使用水量の認定を行う過程で1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(異動報告)

第11条 住宅管理者は、当該共同住宅の入居者に異動があるときは、あらかじめ企業長に報告し閉(開)栓の手続をしなければならないものとする。

2 前項の手続を怠ったために生じた損失は、すべて住宅管理者が負担するものとする。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。